

# 山陽小野田市農業委員会

## 第5回

### 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和2年11月10日午後1時30分から午後2時25分

2. 開催場所 山陽総合事務所内厚狭公民館2階第1研修室

3. 出席委員

会 長	1	田尾 光一
会長職務代理者	9	山本 シゲ子
委 員	2	相本 まゆみ
	3	中原 義治
	4	藤井 豊
	5	森田 祐三
	6	田中 覺
	7	緒方 始
	8	辻村 勝好
	10	佐々木 勇藏
	11	五十嵐 奨
	12	村上 雅彦
	13	二井 一夫
	14	國吉 彰

4. 欠席委員

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 15号 農地法第3条 権利の移動

議案第 16号 農地法第4条 転用

議案第 17号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第 18号 現況証明願い

報告第 4号 水田埋立畑地造成事前申出について

報告第 5号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 6号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 19号 農用地利用集積計画

その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局書記 西 田 実

## 7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今より第5回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- (起立、礼、着席)
- 本日の欠席委員はありません。
- それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。
- 本日の議事録署名委員は10番佐々木委員と11番五十嵐委員にお願いいたします。
- それでは議事に入ります。
- 議案第15号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
- 局長 今月の農地法第3条の許可申請は5件です。
- 議案第15号番号11について議案書をもとに説明いたします。
- 2ページをご覧ください。申請地は、埴生支所から西へ約1.5kmに位置する農用地内の農地です。公図は3ページをご覧ください。
- 申請内容は1ページの番号11のとおりです。
- 本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 3番 現地の報告をさせていただきます。現地の位置につきましては事務局より説明がありましたので省略させていただきます。11月5日に事務局2名と辻村委員、私の4名で現地の確認をさせていただきました。周辺は南北が畑で、西側が水路、東側が道路となっています。申請地の状況は保全管理中でした。譲渡人は維持管理が困難であり、後継者もない事から譲渡するとの事です。譲受人は15.7ヘクタールを耕作中で、経営規模を拡大する意向があることから譲り受けるそうです。以上で報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。
- 無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第15号番号11に賛成の方の挙手を求めます。
- (全委員挙手)
- 全員賛成により原案どおり承認することといたします。
- 次に番号12について事務局の説明を求めます。
- 局長 議案第15号番号12について議案書をもとに説明いたします。

4 ページをご覧ください。申請地は、市役所から北東へ約 3.2km に位置する農用地外の農地です。公図は 5 ページをご覧ください。

申請内容は 1 ページの番号 12 のとおりです。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

8 番 現地調査報告をさせていただきます。1 月 5 日に事務局 2 名と中原委員、私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。周辺の状況は県道宇部船木線の近くで、大休方面からの市道と交わっている辺りに 3 筆この度の申請地があります。申請地は今年も耕作されていましたが、周辺は休耕田が散見されました。譲渡人は高齢で耕作が困難なため、現在耕作してもらっている譲受人に譲渡するとの事です。譲受人は 1.4 ヘクタールを現在耕作しており、農業機械も揃っていることから問題なく耕作できると思います。境界は畦畔等がきちんとありますので問題ないと思います。以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 15 号番号 12 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 13 及び番号 14 並びに議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」番号 8 及び報告第 4 号「水田埋立畑地造成事前申出について」番号 1 の 4 件は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長 議案第 15 号番号 13 及び番号 14 並びに議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」番号 8 及び報告第 4 号「水田埋立畑地造成事前申出について」番号 1 について、議案書をもとに説明いたします。

6 ページをご覧ください。申請地はいずれも、市役所から北東へ約 2.0km に位置する農用地外の農地です。公図は 7 ページ、9 ページ、28 ページ及び 43 ページをご覧ください。土地利用図等は 29 ページ及び 30 ページ並びに 44 ページ及び 45 ページを御覧ください。

申請内容は 1 ページの番号 13 及び番号 14 並びに 20 ページの番号 8 及び 41 ページの番号 1 のとおりです。

議案第 15 号番号 13 及び番号 14 は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。議案第 17 号番号 8 は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えら

れます。報告第4号番号1は、水田を埋め立てて果樹を栽培するものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

8番 現地の報告をさせていただきます。まず、13番及び14番について説明させていただきます。周辺には県道宇部船木線が通っており、利便性のよい場所です。申請地の状況は北側に耕作中の水田がありました。申請地は休耕田です。譲渡人は高齢で、労力不足であることから譲渡するとの事です。譲受人は0.5ヘクタールを耕作中で、農業機械等も揃っていることから特に問題はないと思います。境界等については畦畔で確認できています。続いて第5条番号8について説明させていただきます。現地の位置等は議案書20ページをご覧ください。先ほどの3条で説明した場所の近隣で一番西側になります。資材置場として転用するとの事です。埋立は0.5m程との事でした。進入路は一部市有地の公衆用道路が入っています。幅員は約4m程です。雨水処理に関しては道路側溝へ排水し、汚水は発生しません。境界に関しては既設構造物や畦畔で確認できています。最後に畑地造成について報告いたします。申請地の状況は先に説明した案件と同一なので省略いたします。盛土は約0.3m程で、埋立後は果樹栽培をする予定となっています。以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第15号番号13及び番号14並びに議案第17号番号8に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により議案第15号番号13及び番号14並びに議案第17号番号8は原案どおり承認することといたします。また、報告第4号番号1は、申出のとおり処理いたします。

次に番号15について事務局の説明を求めます。

局長 議案第15号番号15について議案書をもとに説明いたします。

10ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から南へ約5.3kmに位置する農用地内の農地です。公図は11ページをご覧ください。

申請内容は1ページの番号15のとおりです。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

3番 現地の報告をさせていただきます。場所は沖開作地区になります。周辺の状況は南側が水路で、東側が田んぼで西側は同じように埋め立てて

あります。申請地の状況は保全管理中でした。譲渡人は耕作が困難であり、後継者もいないため譲渡するとの事でした。境界に関しては境界杭と植木等で確認しました。以上です。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 15 号番号 15 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 16 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長

今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 件です。

議案第 16 号番号 2 について議案書をもとに説明いたします。

13 ページをご覧ください。申請地は、埴生支所から北へ約 0.8km に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、12 ページの番号 2 のとおりです。公図は 14 ページ、土地利用図等は 15 ページから 19 ページまでをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

なお、本件は、すでに造成が行われていたことから、今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

3 番

現地報告をさせていただきます。周辺の状況は西と南が宅地で、北は道路となっており、東側は水路でした。申請地の状況は先程事務局からありましたように、既に造成済みでした。雨水に関しては北側水路に排出し、汚水についても同様です。埋立法面の処理は水路から 2m 離して、ブロックで施工してあります。申請地への進入路の位置は図面西側からとなります。周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。境界に関しては既設構造物で確認しています。以上の事から特に問題はないと思います。報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 16 号番号 2 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を

上程します。

事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第5条の許可申請は4件ですが、番号8は審議を終えていますので、残りの3件について説明いたします。

議案第17号番号6について議案書をもとに説明いたします。

21ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から西へ約1.0kmに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請内容は、20ページの番号6のとおりです。公図は22ページ、土地利用図は23ページをご覧ください。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

3番

現地の報告をさせていただきます。下村東地区となります。周辺の状況は西側が保全管理中の畑、北と東側は道路で南側が山陽本線となっています。申請地の状況は保全管理中です。雨水に関しては南側の山陽本線との間にある水路に排水します。汚水に関しては駐車場のため発生しません。埋立法面の処理はバラス敷き程度の為、新たに法面は発生しません。申請地への進入路の位置は図面東側で幅員は2.25mとなっています。周辺農地への取水、排水および進入路への影響はありません。境界については境界杭と既設構造物で確認しています。以上の事から特に問題ないと思います。これで報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第17号番号6に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号7について事務局の説明を求めます。

局長 議案第17号番号7について議案書をもとに説明いたします。

24ページをご覧ください。申請地は、市役所から北西へ約0.5kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は、20ページの番号7のとおりです。公図は25ページ、土地利用図は26ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

8番

現地の報告をさせていただきます。周辺は国道190号線の近傍で、大

型スーパーや学校等も 1km 以内にあるなど利便性のよい場所です。申請地の状況は、申請地の南東側に隣接する土地と、その南側の土地が水田で、それ以外には農地はありません。申請地とその隣接地の 3 枚はいずれも休耕田です。雨水処理に関しては道路側溝へ排水し、北側水路に流します。汚水に関しては合併浄化槽を設置するとの事でした。1 m 程埋立を行い、法面処理は土羽となります。進入路については、北西側に隣接する道路からとなり、幅員は 4m 程度です。境界については、コンクリート杭と畦畔で確認できています。以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 17 号番号 7 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 9 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 17 号番号 9 について議案書をもとに説明いたします。

31 ページをご覧ください。申請地は、市役所から北東へ約 0.8km、鉄道の駅が 500m 以内にある第 2 種農地です。

申請内容は、20 ページの番号 9 のとおりです。公図は 32 ページ、土地利用図等は 33 ページから 35 ページまでをご覧ください。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

8 番

現地の報告をさせていただきます。周辺の状況は、県道小野田美東線と山陽本線の跨線橋の間に位置する場所です。現状水田です。周囲には農地はありません。雨水は道路側溝があるのでそちらに排水し、汚水は合併浄化槽を設置します。法面処理は北側の道路と同じレベルまで埋立を行うため、何も行いません。進入路は北側の公衆用道路からになります。境界はブロックや塀等の既設構造物で確認しています。以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 17 号番号 9 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 18 号「現況証明願い」について事務局の説明を求めます。



局長 今月の「現況証明願い」は2件です。  
議案第18号番号4について議案書をもとに説明いたします。  
37ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から北西へ約1.7km、農用地外にあります。公図は38ページをご覧ください。

36ページ番号4をご覧ください。本件は、昭和56年頃に宅地の一部となり、現在に至っております。すでに宅地となっており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

3番 現地の報告をさせていただきます。申請地は昭和56年ごろから宅地への進入路と庭として使われていたようです。周辺の状況は、南側が水路で、それ以外は宅地となっています。申請地の状況は現在も進入路と庭となっています。以上の事から農地性はないと判断しました。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第18号番号4に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号5について事務局の説明を求めます。

局長 議案第18号番号5について議案書をもとに説明いたします。  
39ページをご覧ください。申請地は、埴生支所から南東へ約2.4km、農用地外にあります。公図は40ページをご覧ください。

36ページ番号5をご覧ください。本件は、平成3年頃に農機具倉庫が建設され、令和元年には取り壊され、現在に至っております。すでに宅地となっており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

3番 現地の報告をさせていただきます。周辺の状況は、東と北側が宅地で、西が道路、南が畑となっています。申請地の状況は、北東側にある宅地への進入路と雑種地となっています。以上の事から農地性はないと思います。報告を終わります。

議長 質問はありませんか。ないようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第18号番号5に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に報告第5号「農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出に

局長 ついて」事務局の説明を求めます。

局長 報告第 5 号番号 2 について議案書をもとに説明いたします。  
47 ページをご覧ください。届出地は、総合事務所から北西へ約 3.3 km、農用地内にあります。  
届出の内容は、46 ページ番号 2 のとおりです。公図は 48 ページ、土地利用図は 49 ページを御覧ください。

議長 本件は、工事終了後、原状回復されます。  
何か質問はありませんか。  
無いようでしたら報告第 5 号番号 2 は原案どおり処理いたします。  
次に報告第 6 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。なお、本件は、藤井委員に係る事案ですので、藤井委員はご退席願います。  
(藤井委員退席)

局長 50 ページをご覧ください。  
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 195 から 201 までの 7 件で、現契約を合意により解約するものです。ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたら報告第 6 号は原案どおり処理いたします。  
次に、議案第 19 号「農用地利用集積計画」については、委員に係る事項がございますので、田尾委員、五十嵐委員、藤井委員及び中原委員は御退席願います。進行は山本会長職務代理者をお願いします。  
(田尾委員、五十嵐委員、中原委員退席)

職務代理者 議案第 19 号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

局長 議案書 52 ページから 64 ページまでを御覧ください。議案第 19 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 63 番から 171 番までの 109 件、263 筆、439,003 m<sup>2</sup>でございます。  
ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。  
(挙手あり)  
どうぞ。

10番 利用権設定の年数ですが、私の認識では 3 年、5 年、10 年から選んで設定すると思っていたのですが、議案を見ると 1 年から 10 年までさまざまあるのですがこれは特に決まりはないのですか。

議長 事務局をお願いします。

局長 正確に言うと、農業経営基盤強化促進に関する基本構想というのを市の方が定めておりました、それによりますと3年、6年、10年というふうになっていますのでそれに従うのが筋とは思いますが、現下の農業情勢を鑑みたところなかなかそれに基づいて契約することが難しい状況があります。加えて、農地中間管理機構を活用する場合は10年や15年になっています。中山間地域に関しては現状担い手が不足しているため、「果たして来年の耕作ができるのだろうか?」という懸念があることから1年更新や2年更新で契約をするということもあります。従いまして、それぞれの事情に応じて契約期間は設定してもらっている次第です。本来ですと先程申し上げた基本構想に従って設定するのが正式というところですので。以上です。

議長 ありがとうございます。今の説明でよろしいでしょうか。

10番 わかりました。大丈夫です。

議長 他に質問はありませんか。無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第19号は原案どおり決定することとします。  
田尾委員、五十嵐委員、藤井委員及び中原委員は入室してください。

(田尾委員、五十嵐委員、藤井委員、中原委員入室)

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長 次回の現地調査は、12月4日(金)9時から、田中委員、藤井委員でお願いします。

第6回総会は、12月10日(木)13時30分からで、会場は厚狭公民館第1研修室です。

議長 以上をもちまして第5回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2時25分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

---

議事録署名委員

10番委員

---

議事録署名委員

11番委員

---